

休眠預金等活用にあたっての基本原則（案）

※第 5 回審議会でのご意見等を踏まえた修正案

① 国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、預金者に払い戻す努力を尽くした上で、その成果を広く国民一般の利益の一層の増進に資する。

（法第 16 条 1 項関係）

② 自助・共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、自助・共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

（法第 16 条 1 項関係）

③ 持続可能性

自立した担い手の育成及び民間資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう活用し、社会の諸課題が持続的に解決される仕組みを構築する。

（法第 16 条 2 項関係）

④ 透明性・説明責任

政府及び指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

（法第 16 条 3 項関係）

⑤ 公正性

利益相反の防止等の徹底により、民間公益活動促進業務を公正に実施する。

（法第 22 条 1 項関係）

⑥ 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

（中間的整理 5 頁 18～19 行目及び 8 頁 34 行目）

⑦ 革新性

前例のない取組、法や制度の狭間に落ちているような取組などを対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効率的・効果的に活用することで、その成果をより広範かつ発展的に展開するなどして、ソーシャルイノベーションを実現する。

（法第 16 条 1 項、5 項関係）

⑧ 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、制度全体でみた成果の最大化を図る。

(法第 16 条 5 項関係)

⑨ 民間主導

制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、関係間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

(中間的整理 2 頁 34 行目)

(参考)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

(平成 28 年法律第 101 号) (抄)

第一節 総則

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。

3 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。

5 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする。